

医療機関等でオンラインによる資格確認ができるようにするためには…

事業主へ個人番号を提出してください!

個人番号はマイナンバーカードの裏面に記載されています

法令により、健保組合の加入者は個人番号を事業主経由で健保組合へ届出する必要があります



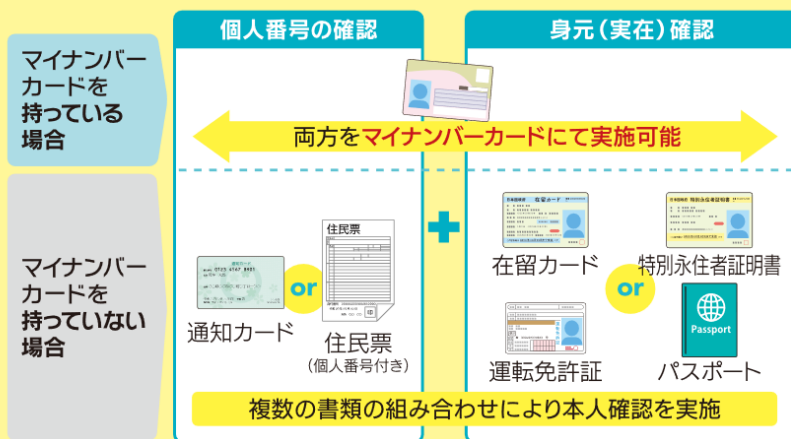
📄 手続きと資格確認のしくみ

マイナ保険証のオンライン資格確認システムへの登録は、健保組合が行っています。ご家族(被扶養者)の分も含め、会社を通じて健保組合へ届出をお願いします。



🔍 個人番号提出の際に事業主が「個人番号の確認」と「身元(実在)確認」を行います

法令に基づき、個人番号提出の際に、事業主から個人番号と身元の確認をする書類を求められることがあります。マイナンバーカードを持っている場合は、**個人番号と身元の両方の確認を行うことが可能です**。マイナンバーカードを持っていない場合は、下記のような複数の書類の組み合わせにより本人確認を行います。



※これらに記載されているローマ字氏名について確認を求める場合があります。

👉 マイナ保険証での受診には、マイナンバーカードの保険証利用の登録が必要です

マイナンバーカードを保険証として使えるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。

保険証利用の登録はここで行えます



⚠️ 早めに済ませておきましょう

POINT

法令により、健保組合の加入者は、健保組合に個人番号を提出する必要があります。「健康保険法」「健康保険法施行規則」により、健保組合の加入者は、個人番号等を事業主に提出することが定められています。5日以内に、必ず事業主へ提出してください。

01 外国人にも適用される日本の医療保険制度

1

日本では、国籍に関わらず、条件を満たす人は全員、公的医療保険に加入します

誰でも?

はい。企業で働く人は健康保険に加入しますよ

2

保険料は、給与に応じて決まり、会社と本人が折半して負担します

会社が半分払ってくれるんだ~

折半!

保険料

会社

3

健康保険は、病気、ケガ、出産、死亡のときに給付をする社会保障制度です

現物給付

病気、ケガのとき、一部負担で医療サービスを受けられます

現金給付

出産、病気で仕事を休んだとき、死亡したときに一時金を受けられます

「誰でも」「いつでも」「どの医療機関でも」一部負担で医療が受けられる、すばらしいしくみね

全額じゃなくて一部負担は助かる~

POINT

日本の医療保険制度の仕組み

日本ではすべての国民が公的な医療保険に加入することになっています。全国どこでも原則**3割負担**で安心して医療が受けられます。

あなたはここに加入しています!

健康保険組合
会社の従業員とご家族

協会けんぽ(全国健康保険協会)
上記以外の会社の従業員とご家族

共済組合
公務員、教職員等とご家族

国民健康保険
自営業、無職の方とご家族

後期高齢者医療制度
原則75歳以上

0歳 (家族の医療保険に加入) 子どものとき ← (自身の医療保険に加入) 働いているとき → 退職 75歳

02 「マイナ保険証」って、なに?

1

病院で「マイナ保険証」を出してくださいと言われてけど、どうのこと?

2

健康保険証は2024年12月2日に廃止されます。マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証利用登録を行ったものです

今からマイナ保険証で受診できるの?

3

すでに始まっています。マイナ保険証にはこんなメリットがありますよ

医療費の3割の支払いで済みます

高額な医療費がかかる場合でも、窓口負担を一定額に抑えることができます

どの医療機関に行っても医師があなたの過去の診療記録を確認して適切な治療を受けることができます

旅行先や災害時でもマイナ保険証があれば、いつもの薬の処方を受けられます

※従来どおり

※同意が必要

4

マイナ保険証を持っていかないとどうなるの?

窓口での負担額が高くなる場合があります。マイナ保険証で受診してくださいね

POINT

マイナ保険証でオンライン資格確認を行うための手続き

- 1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカードに保険証利用の登録(マイナ保険証としての利用が可能に)
- 3 事業主へ個人番号を提出(事業主が健保組合へ提出、健保組合がオンライン資格確認システムに個人番号を登録)
- 4 医療機関を受診した際には、医療機関に設置されているカードリーダーへマイナ保険証を置いて本人確認